

久保川イーハトーブ自然再生事業 耕作放棄地等における生物多様性の保全・再生事業実施計画 概要

1 実施者及び協議会の名称

実施者：久保川イーハトーブ自然再生研究所、（宗）知勝院

協議会：久保川イーハトーブ自然再生協議会

2 本計画の実施地域及びその内容

(1) 本計画の実施地域

久保川イーハトーブ自然再生事業の対象となる地域は、赤線で囲まれた部分。そのうち本計画の実施地域は、以下のとおり。

①耕作放棄地

岩手県一関市の久保川中流域右岸に位置する長倉、栃倉、焼切、上宇津野地区の農家4軒（図一1のA～D）が所有する耕作放棄地。（同図の黄円内）次いで長倉、曲淵地区。（同図の青円内）

②河川周辺

支流栃倉川を含む久保川流域。



図一 1 本計画の実施地域

(2) 本計画における自然再生の内容

<目標>

- 耕作放棄地や河川周辺を中心とした生物多様性の劣化消失のみられる場所において、場に応じた事業を行うことで、地域在来の生物多様性の保全・再生を図る。
- 保全・再生した場所にて、地域からの絶滅が危惧される植物や淡水魚類等の系統保存を試みる。
- また、その場所を在来生態系や生物多様性の重要性に関する実践的な自然環境学習の場とすることにより、参加者や地域住民の環境意識の向上を図る。

<事業内容>

- 耕作放棄地である水田跡地を対象とした湿地環境の再生。
- 河川敷および堤防周辺を中心として局地的に繁茂している外来植物の防除。
- 地域個体群の消失が危惧される種を対象とした系統保全の実施。
- 地域内外の多様な主体や個人を対象とした交流や自然環境体感の場の整備。
- 事業効果の検証・評価のためのモニタリング。

<実施計画の対象期間>

協議会による計画承認からの5年間。

以上